

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 Tel 72-7316

動物の遺棄・虐待は犯罪です！！

愛護動物を遺棄・虐待した場合、『1年以下の懲役または100万円以下の罰金』が科されます。
また、みだりに殺傷した場合には『5年以下の懲役または500万円以下の罰金』が科されます。

捨てられた動物は、その瞬間から命の危険にさらされ、
飢えなどで苦しむこととなります。

飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って扱
うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。

**ペットは大切な家族の一員です。
終生大事に飼いましょう！**



野良犬、野良猫への無責任なエサやりをやめてください！

野良犬や野良猫への無責任なエサやりによって集まった犬や
猫のフン、いたずらで迷惑している人が大勢います。また、集
まることで交配の機会が増え、野良犬・野良猫が増加する原因
になりますので、無責任にエサを与えることはやめてください。



飼い犬の届出は忘れずに！

登 録

生後 91 日以上の子犬は、狂犬病予防法に
より、飼い始めた日から 30 日以内に町へ
登録(生涯 1 回)しなければなりません(登
録料 3,000 円)。その際、鑑札を交付しま
すので、飼い犬に装着するようにしてく
ださい。

マイクロチップを装着している場合、町の
窓口での登録手続きは不要となりますが、
飼い主が飼い始めた日から 30 日以内
にマイクロチップ情報の登録手続きが
必要となります(紙媒体での申請手数料
1,000 円、電子媒体での申請手数料
300 円)。

登録内容の変更

飼い犬が死んだ時や、犬の飼い主が変わった時
は必ず届け出をしてください。町外へ住所が
変わったときは、新しい住所のある市区町村へ
届け出をしてください。

マイクロチップを装着している場合、飼い主が
マイクロチップ情報の変更手続きをすれば、窓口
での手続きが不要となります。

※ただし、令和 4 年 6 月 1 日から始まったマイ
クロチップを犬の鑑札と見なす「狂犬病予防法
の特例制度」への参加状況によって手続きが異
なりますので、転出などの場合は転出先の自治
体へご確認ください。

廃食用油の回収にご協力ください！

愛南町の水環境保全のため、町内の一般家庭を対象に、家庭から出るてんぷら油などの「植物性廃食油」の回収事業を行っています。

※鉱物油（エンジンオイル・機械油等）、水分が混入した廃食用油、事業用油は不可。

油の出し方

- ◎ 食用油が入っていた容器（1.8リットルまで）に入れるか、ペットボトル（2リットルまで）に入れてください。
- ◎ 出す時には、てんかす等の異物はこして取り除き、しっかりとフタをしてください。
- ◎ 缶に入っている場合は、ペットボトルに移し替えてください。



こしてペットボトルなどに移し替えます。



しっかりとフタをします。
ラベルはついていても
構いません。

回収場所

- ◎ 役場本庁、各支所、各公民館に設置の回収ボックスまでお持ちください。



回収ボックスへ



回収した廃食用油はどこへ行く？

回収した廃食用油は、再資源化に取り組む事業者引き渡ししており、事業者は廃食用油を精製してバイオディーゼル燃料を製造しています。

「バイオディーゼル燃料」とは植物性の廃食用油のリサイクル燃料で、これを自動車燃料として使用できる「B5軽油」（バイオディーゼル燃料を5%混合した軽油）にして販売しています。

家庭などで廃棄される食用油をリサイクルすることで、資源の有効活用や水環境の保全につながります。また、植物由来のバイオ燃料を使用して二酸化炭素が発生しても、その植物は成長過程で二酸化炭素を吸収しているため、全体で見ると「排出量」と「吸収量」が均衡し、大気中の二酸化炭素の増加が抑制される結果となります。こういった考え方を「カーボンニュートラル」と言います。

廃食用油を家庭ごみで処理されているご家庭は是非、町の廃食用油回収事業にご協力いただきますようお願いいたします。

